

【別紙】

台風、地震、水難等自然災害時の登下校の対応について（令和８年度５月改訂）

令和８年５月２２日

足立区教育委員会

１ 足立区立小・中学校が全校休校となる場合

- （１）午前６時に足立区において、「レベル４大雨危険警報」または「レベル５大雨特別警報」が発表されている場合。
 - （２）午前６時に足立区において、「特別警報（『暴風』『大雪』『暴風雪』等）」が発表されている場合。
 - （３）午前６時に足立区において「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されている場合。
- ※ レベル３大雨警報や強風注意報などは休校にならない。ただし、登下校については下記の「４ 学校長判断による対応となる場合」を参照に校長の判断とする。

２ 一部の学校のみが休校となる場合

- （１）学校の所在地に、足立区から「高齢者等避難」以上が発令された場合（「避難指示」「緊急安全確保」を含む）。
- （２）学校が避難所となった場合。

３ 保護者等への引き渡し対応となる場合

- （１）震度５弱以上の地震が発生した場合。
- （２）学校の所在地に、足立区から「高齢者等避難」以上が発令された場合（「避難指示」「緊急安全確保」を含む）。
- （３）学校が避難所となった場合。

４ 学校長判断による対応となる場合

「１ 足立区立小・中学校が全校休校となる場合」・「２ 一部の学校のみが休校となる場合」を除いては、原則登校になるが、校長の判断で登下校の時刻を早めたり遅らせたりして、児童・生徒の安全確保に努める。その対応として、保護者判断で登校させないこと、登校を遅らせることを認めることや、これらの場合における出席の取扱いなども校長判断に含まれる。

５ 教育指導課への報告について

校長の判断で登下校時刻を遅らせたり早めたりする場合は、決定次第、教育指導課へ連絡をお願いします。

区内全学校の対応状況を把握するために、LOGOチャットや校務支援システムを活用した調査を実施する場合もある。その場合は、ご協力をお願いします。

6 自然災害時の登下校の対応について

台風（大雨、強風）

登 校 時	登校後及び下校時
○ 校長の判断で登校時刻を遅らせる場合は、決定次第、教育指導課へ連絡する。	○ 登校後、風雨の状況が悪化すると予測できる場合は、校長の判断で、下校時刻を早めるなどの対応をする。その場合の通常下校、集団下校または保護者等への引き渡しについても児童・生徒の安全を第一に、校長が判断する。 ○ 校長の判断で下校時刻を早めたり遅らせたりする場合は、決定次第、教育指導課へ連絡する。

地震

発 生 時	登校後及び下校時
○ 震度5弱以上の地震が発生した場合、校長は、災害の規模、児童・生徒、所属職員の安否及び施設の被害状況を把握し、速やかに区（教育指導部、学校運営部）に報告する。 （足立区防災関連計画【震災編】（令和7年度修正）、足立区業務継続計画【地震編】より） ※ 校長が出勤できない場合、副校長が行う。	○ 震度5弱未満の場合でも、鉄道の運行状況や被災状況等により、学校長の判断で、引き渡し対応等で下校時刻が早めたり遅らせたりする場合は、決定次第、教育指導課へ連絡する。

降雪

登 校 時	登校後及び下校時
○ 校長の判断で登校を遅らせる場合は、教育指導課まで連絡する。	○ 校長の判断で、通常下校、集団下校または保護者等への引き渡し対応とする。 ○ 校長の判断で下校時刻を早めたり遅らせたりする場合は、決定次第、教育指導課へ連絡する。

- ◎ なお、台風・地震・降雪を含め、気象状況によっては、教育指導課より休校または保護者等への引き渡し対応をお願いすることもある。